

2024 年度地方政治Ⅱ 期末試験問題

担当講師 伊藤修一郎

1 1～10 の文章が、授業または教科書に照らして正しい内容（要約や応用を含む）となっている場合は①を、誤っている場合は②を選んで、マークシートに記入しなさい。

- 1 普通交付税は、各自治体が実際に提供するサービスにかかる経費を見積もった基準財政需要額から、税収の 75% に地方譲与税等を加えた基準財政収入額を引いた額を、国が地方に配分する資金である。
- 2 自治会・町内会は住民が任意かつ自発的に結成する自治組織のはずだが、全国どこにでも存在し、低下傾向だが加入率も高い。その理由は、国・自治体が統治の一端を担わせるために設立を促したことと、地域の生活課題に強制力をもって対処するために全戸加入の建前が必要だったからである。
- 3 介護の社会化をスローガンに導入された介護保険制度のもとで、介護保険料を財源に市町村がサービスを提供するようになった点をとらえて、参加ガバナンスの典型例だと論ずる見解がある。
- 4 民生費は高齢化の進展や国の子育て支援政策の拡充により、都道府県と市町村の近年の目的別歳出において最大の支出費目となっている。
- 5 アメリカ合衆国の基礎的自治体（市や村）は、多くの州において住民が自ら発意して手続を進め、権限や組織を定める法律が州議会に承認されて設立されるという点が、日本と異なるところだ。
- 6 富裕層から貧困層への所得移転を伴う福祉政策や貧困対策は、富裕層の離反を招き貧困層が集まってしまうことを懸念して、市は独自に進めたがらないという学説が都市政治研究にある。
- 7 1990 年代に英連邦諸国に広がり始めた行政改革手法は、少し遅れて日本にも導入されたが、自治体は業務の性質に応じた活用によって行政の効率化やサービス向上を図るよりも、とにかく経費削減と民間活用を優先する傾向にあり、担い手の非正規化を招いているとの批判が出てきている。
- 8 明治の大合併は近代国家による統治の一端を担える機関を整備するために実施され、平成の大合併では、強化された市町村税を用いて効率的な事務処理ができるよう、人口 8000 人を目安に統合して市町村数を 3 分の 1 に減らすことが目指された。
- 9 ソーシャル・キャピタル論や市民社会論がブームとなった背景には、現代の社会課題が抱えるフリーライダー問題や囚人のジレンマ構造を、有徳の市民による政治参加や自発的結社の活動を通じて克服できるのではないかと、という期待がある。
- 10 地方債の発行は、資金の借り換え、まとまった資金の手当て、受益と負担に関する世代間の公平化によって正当化され、これら以外を目的とする発行は認められていない。

2 記事 1（2024 年 11 月 12 日朝日新聞）を読んで次の問いに答えなさい。

(1) 傍線部①「生活と経済を支える地下水」は、いかなる性質をもった財だといえるか。記事に書かれているような対策をとらなければどうなると予想されるか。授業で学んだ内容を踏まえて、3 行以内で簡潔に説明しなさい。

(2) 傍線部②の企業の「自主的な取り組み」を文字どおり「自主的」なものとも見たとき、それが効果をあげるには、いかなる条件を満たす必要があるか。授業で学んだ知識を熊本県の事例に当てはめて 4 行程度で説明しなさい。

(3) 傍線部③に「近年は県の条例改正で…」とあるが、それまでの熊本県地下水条例（1978 年）は地下水の採取者に届出と採取量の報告を求めるだけだった。つまり、実質的に自由に地下水を汲み上げられたわけだ。それを熊本県は「地下水保全条例」（2011 年）へと改正し、一定量以上の地下水採取者に知事の許可を得るよう求め、取水量の報告、地下水の質・量を保全・涵養する計画の提出と遵守を義務づけた。これが不十分であれば、県は立入検査を行い、必要な措置をとるよう勧告・命令できる。従わなければ罰則の適用もある。なぜこのような条例改正が必要となったのか、授業で学んだ知識で記事の情報を補足しながら 4 行程度で論じなさい。解決策としての条例の性質にも言及するとよい。

(4) 傍線部④にある「『水資源の涵養クレジット』の取引」は、記事のように「二酸化炭素（CO2）の排出権取引にも似た」といってよいだろうか。記事の見立てに賛成か反対かを明示し、なぜそういえるのか 4 行程度で説明しなさい。

3 記事 2（2024 年 11 月 13 日朝日新聞）を読んで次の問いに答えなさい。

(1) 傍線部⑤「行政サービスと住民負担の望ましいバランス」を住民の意向に基づいて自治体を選び、実行するとしよう。それに住民も反応して行動すると仮定すると、いかなることが起こると予想されるか。授業で学んだ経済学説の知識を 3 行以内で披露しなさい。

(2) 傍線部⑥にあるような行政サービスと住民負担に関する組み合わせから、どれかを自治体を選んで実施することは、現在の日本の地方財政制度のもとで可能か、授業の内容を踏まえて 4 行程度で説明しなさい。なお、特別区の財政制度は東京都との関係で特例的であるうえ、授業で扱っていないので、一般の市町村に関して論じなさい。

(3) (2) の解答にかかわらず、実現可能だと仮定した場合、実際にそれを行うべきか。授業で学んだ政治哲学を引用して、あなたの考えを論じなさい。

講評

1 正答はテキストで確認されたい。

2 コモンズ（コモンプール財）と 3 つの解決策のそれぞれに関する設問である。公共財やクラブ財を想定した解答にも部分点を与えたが、いずれも途中で答えに辻褄が合わなくなっていた。

3 (1) ではハーシュマンやティブー（ティボー）、(2) は歳入の自治、(3) はロールズやノージックが援用されることを想定したが、理屈が通っていれば加点した。